

令和5年度第4回理事会議事内容

奈良県国民健康保険団体連合会

1. 開催日時

令和6年2月8日（木）午後2時～午後3時

2. 開催場所

奈良県市町村会館 8階大研修室

3. 理事会の議事経過及びその結果

(1) 規約第34条第1項に基づき、理事総数18名のうち、10名の出席と、7名の書面出席があり、理事会は有効に成立した。

(2) 理事長から挨拶があった。

○年末に発生した下北山村の土砂崩落事故および、1月1日の能登半島地震で亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、一日も早い復旧をお祈りしたい。また、行政としてもできる限りの支援を行っていききたい。

○少子高齢化や物価高騰により、国保事業や後期高齢者医療事業、介護保険事業を取り巻く環境の厳しさが増している。奈良県では平成30年の国保の県単位化を契機として段階的に進められてきた県内保険料水準の統一化が来年度に完成するため、本会としても市町村が行う保険料の収納対策支援に積極的に取り組んでいきたい。

○来年度予定されている診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等の報酬改定への迅速な対応、4月からのクラウド環境に移行した国保総合システムの安定稼働に取り組むとともに、8月から子ども医療費助成の対象年齢が全市町村で高校生までとなるため、その対応に万全を期す所存である。

○連合会業務は国の政策や制度改正について迅速かつ的確な対応が求められているが、保険者の共同体としての使命を達成するため、さらに県や市町村等と連携して事業の拡大・強化を行い、より一層信頼される国保連合会を目指していく。

○本日の理事会においては、今年度の補正予算、令和6年度の事業計画、予算等についてご審議をいただくことになっている。また、報告事項といたしまして、年末より皆様にご心配とご迷惑をおかけしている委託業者による個人情報不正流出事案、令和6年度税制改正による国保連合会事

業の非課税化など、事務局より報告をさせていただくことになっている。
最後までのご審議、またご協議のほどよろしくお願いを申し上げます。

(3) 規約第 32 条に基づき理事長が議長となって議事を開始した。

(4) 議長が議事録署名人に、理事 2 名を指名した。

(5) 議案及びその審議状況は次の通りであった。

①議案

<報告事項>

- ・報第 2 号 令和 5 年度奈良県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算について

<議決事項>

- ・議案第 19 号 令和 5 年度奈良県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算について
- ・議案第 20 号 令和 5 年度奈良県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算について
- ・議案第 21 号 令和 5 年度奈良県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算について
- ・議案第 22 号 令和 5 年度奈良県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算について
- ・議案第 23 号 令和 5 年度奈良県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算について
- ・議案第 24 号 令和 6 年度奈良県国民健康保険団体連合会事業計画について
- ・議案第 25 号 令和 6 年度奈良県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算について
- ・議案第 26 号 令和 6 年度奈良県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について
- ・議案第 27 号 令和 6 年度奈良県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
- ・議案第 28 号 令和 6 年度奈良県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について
- ・議案第 29 号 令和 6 年度奈良県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出予算について
- ・議案第 30 号 令和 6 年度奈良県国民健康保険団体連合会介護保険事業関

- 係業務特別会計歳入歳出予算について
- ・ 議案第 31 号 令和 6 年度奈良県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について
 - ・ 議案第 32 号 令和 6 年度奈良県国民健康保険団体連合会役職員退職手当特別会計歳入歳出予算について
 - ・ 議案第 33 号 奈良県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について
 - ・ 議案第 34 号 奈良県国民健康保険団体連合会における個人情報の保護に関する規則の一部改正について
 - ・ 議案第 35 号 奈良県国民健康保険団体連合会特定個人情報等取扱規程の一部改正について
 - ・ 議案第 36 号 奈良県国民健康保険団体連合会電子計算処理業務に関するプライバシー保護及びデータ管理規則の廃止について
 - ・ 議案第 37 号 奈良県国民健康保険団体連合会プライバシー保護及びデータ管理のための委員会規則の廃止について
 - ・ 議案第 38 号 奈良県国民健康保険団体連合会保険者レセプト管理システム運用管理規程の一部改正について
 - ・ 議案第 39 号 奈良県国民健康保険団体連合会保険者事務共同電算処理事業規則の一部改正について
 - ・ 議案第 40 号 奈良県国民健康保険団体連合会介護保険給付系保険者事務共同処理業務規則の一部改正について
 - ・ 議案第 41 号 奈良県国民健康保険団体連合会障害者総合支援市町村事務共同処理業務規則の一部改正について
 - ・ 議案第 42 号 令和 5 年度第 2 回通常総会の招集及び提出議案について

②審議状況

報第 2 号について事務局から説明があり、特に質疑なく原案通り承認された。

議案第 19 号から議案第 23 号について事務局から説明があり、特に質疑なく原案通り可決された。

議案第 24 号について事務局長から説明があり、特に質疑なく原案通り可決された。

議案第 25 号から議案第 32 号について事務局から説明があり、特に質疑なく原案通り可決された。

議案第 33 号から議案第 41 号について事務局から説明があった。

理事長から「議案第 33 号は、総会とか、あるいは理事会、総会の招集手続にペーパレス化するというをここでうたっているということですね。電磁的方法、電磁的記録をもって行うことも可能とするということですか。」という質問があった。

これに対し、事務局から「おっしゃっていただいたとおり、今現在、紙で送ることを限定している部分に関してペーパレス化ということで、電子でも送れることを可能とする改正でございます。」との回答があった。

さらに理事長から「今日は試験的に行っていますけれども、電磁的方法も可能になるということでこれから考えていったらいいということですね。」という質問があった。

これに対し、事務局から「対応できるような形で改正を行うということになります。」との回答があった。

続いて理事から「この提案で、実際、いつからやるんですか。決めたらどんどん進めていったらいいかと思えます。」という質問があった。

これに対し、事務局から「いつ始めるかということに関してなんですけれども、次回の 7 月の理事会でご希望される方に関して電磁的方法で送らせていただく対応をしたいと考えております。」との回答があった。

加えて理事長が「というのは、理事へ、電磁的方法も可能であるというので、今までどおり紙と併用して行わせていただきたいと思いますので、希望される方は言っていただくというふうになると思います。」と補足した。

これに対し、理事から「そのとおりなんですけれども、我々みたいなものは、あまりこういうものは得意じゃないんですけれども、ある程度強制的にやらないと、なかなか希望者がどうのこうのと言い出すとなかなか前へ進まないようなもので、これになったら、それに従わざるを得ないじゃないですか、我々これは得意じゃないとか文句を言ってもですよ。だから、するんだったらちょっと強制を伴わないと、ちょっと強い形で進めていかないとなかなかいかないんじゃないかなと私は思いますけれども。私も決してこれがいいとは言いませんけれども。」との発言があった。

このことに対し、理事長から「今回は電磁的方法、電磁的記録をもって行うことも可能とするという、ちょっと柔軟性を持ってやらせていただいています。」との返答があった。

これに対し、理事から「私は別に文句じゃないですよ。進めるんだったらそれぐらいしないと。」との発言があった。

これらを受けて理事長から「皆さん、どうでしょうか。柔軟性を持って今の

ところは進めたいというふうに思っているんですが、皆さん、それでよろしいですか。」との発言があった。

その後質疑や意見なく議案第 33 号から議案第 41 号について原案通り可決した。

議案第 42 号について事務局から提案説明があり、特に質疑なく原案通り可決された。

(6) 議案審議の後、次の事項について報告があった。

- ・委託業者による個人情報の不正流出事案について
(説明者：事務局長)
- ・国保連合会事業の非課税化について
(説明者：事務局長)
- ・理事の欠員について
(説明者：事務局長)
- ・理事会議案書等のペーパーレス化に向けた対応について
(説明者：事務局)

報告事項について、理事長が質問・意見を求めた。

理事会議案書のペーパーレス化について、副理事長から「理事、どうですか。」と感想を求めた。

これを受けて理事が「理事会等に参加して、この資料を配られたときに、また、これを職場から持ってきたときに、これは大変だなという思いにまずさせられまして、今、本当に日本全体で、国自体もデジタル化を進められていて、働き方改革であるとか業務の軽減というのはやっぱり我々としては一番考えていかないといけないときに、これでいいのだろうか。今までどおり、それが一番、今やるのだったら楽なんですけれども、今、このデジタル化にするに当たって、本当に事務局の皆さんには本当に申し訳なく思っています、仕事を増やしてしまって。それを反省しているんですけれども、だけれども、それぞれの自治体で、議会であるとかその辺にペーパーレス化でタブレットを持ち込んでいらっしゃる方もたくさんあるというふうに聞かせてもらっていますし、実は、山添村も昨年議会からこれを導入しています。ただ、ご年配の議員さんのなかには、見た瞬間から、これはどう使うんだ、から始まったんですけれども、だんだんとやっぱり慣れてくるんですよね。今のところ、まだ紙とタブレットと一緒に使って使っているんですけれども、先ほど理事が言われたように、本来でしたら、やはり最終的には、これ1本でいくということではいけないと、本当に全体は進まないと思っています。実は、僕自身もまだまだ慣れていません。ここにはいろん

な機能があつて、例えば理事長だったらメモ書き、ここにメモを書きたいとかつてあるじゃないですか。そういうのをちょっと聞かせてもらったんですけれども、書こうと思ったらここにも書けるんですよ。だから、その辺の機能も慣れたら可能になると思いますので、まだまだ僕自身も慣れてないので、今、副理事長のほうからどうですかと言われて、いや、大丈夫ですよと言えないところはあるんですけれども、ただ本当に、やはりまずは職員さんの業務を、2つ目の診療報酬審査委員会の資料を、4万枚ですか、それだけ減らすだけでもすごい成果はあると思うんです。理事会のほうは並行してやっていくということなんですけれども、いつかはタブレット1本でというような形でできるようにしていったほうがいいし、そのために規約とかを改正していかなくてはならないと思いますけれども、みんなで前向きに進んでいったらどうかなと思っています。」と述べた。

続いて副理事長から「先ほど理事がおっしゃったとおりで、やるときは振り切らないと、こういうものは全く無駄な、ダブルスタンダードになったら一番ロスで、何をしていることか分かりませんので、やるときは思い切ってやるということがいいと思います。ただ私も詳しくはないんですけれども、W i - F i 機能がないところでやるということのデメリットというんですか、多分W i - F i があればもっとスムーズにいけるかなと思うんですけれども、それだったらスムーズに行くような方法でW i - F i ぐらい設置したらいいかと思いますし、あと、細かな話をすると、タブレットですが、誰のタブレットを持ってくるのか。自分のタブレットを持ってくるのか、それとも貸与するのか、その辺もやっぱり決めていかないと、これは細かい話ですけれども、我々の立場でも、自分のを持ってくるというと、うちの市役所でもあまりやめておいてと言われるんですけれども、その辺も整理しておいたほうがいいのかという気はします。とにかくやるときは、もうえいやつでやったほうがいいのかというふうに思います。」との発言があつた。

これに対し、理事から「おっしゃるとおりだと思います。」と賛同があつた。

これらを受けて理事長から「理事からも貴重な意見もいただきましたので、もうちょっと柔軟性をもってやっていくとして、やるときはやる、ということで決めていきたいと思いますが、それでよろしいですか。」との発言があつた。

その後特に質疑や意見はなく理事会は閉会した。

4. 出席した理事の氏名

理事長	松井 正剛		桜井市長
副理事長	東川 裕		御所市長
副理事長	森川 裕一		明日香村長
副理事長	森川 東		奈良県
常務理事	山村 吉由	(書面出席)	広陵町長
常務理事	橋本 安弘		学識経験者
理事	仲川 元庸	(書面出席)	奈良市長
理事	上田 清	(書面出席)	大和郡山市長
理事	阿古 和彦		葛城市長
理事	野村 栄作		山添村長
理事	西本 安博	(書面出席)	安堵町長
理事	芝田 秀数		曾爾村長
理事	森川 喜之	(書面出席)	河合町長
理事	小山手 修造	(書面出席)	十津川村長
理事	南 正文	(書面出席)	下北山村長
理事	山室 潔		上北山村長
理事	霜田 吉見		奈良県歯科医師国保組合理事長

5. 議長の氏名

松井 正剛 (理事長)

この議事録が正確であることを証するため、署名捺印する

議 長

議事録署名人

議事録署名人

以上